



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1 . 日本再生人材育成支援事業

NEWS2 . 書籍の紹介

NEWS3 . グリーン投資減税

NEWS1 . (日本再生人材育成支援事業)

安倍政権での補正予算による、新しい助成金「日本再生人材育成支援事業」から、健康、環境、農林漁業分野等において、雇用する労働者に対して、一定の職業訓練等を実施した事業主に対して訓練費用を助成する「正規雇用労働者育成支援奨励金」をご紹介します。

(1)内容

正規雇用者に対し、職業訓練(Off-JT)を行った場合に、訓練に要した費用を支給します。

(2)支給額

事業主が負担した訓練費用を、1訓練コースにつき対象者一人あたり20万円を上限として支給します。
1年度1事業所あたりの支給限度額は500万円です。

(3)対象事業主

健康、環境、農林漁業分野等の事業を行っており、職業訓練計画を作成して、訓練を実施した事業主
対象分野には、医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などが含まれます。

正規雇用の労働者とは、以下の と を満たす労働者です。

上記対象事業を行う事業主に、期間の定めのない労働者として雇用されていること。

雇用保険被保険者であること

対象となる職業訓練は、以下の と を満たすものです。

健康、環境、農林漁業等の業務に関するもの

1コースの訓練時間数が10時間以上(Off-JT)であること。

平成24年度末までに職業訓練計画を提出し、提出日から6ヶ月以内に訓練を開始することが必要です。
詳しくは、日本再生人材育成支援事業 厚生労働省HPをご参照ください。

< http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/ >

NEWS2 . (書籍の紹介)

新幹線お掃除の天使たち「世界一の現場力」はどう生まれたか?

遠藤 功(著)

たった7分で奇跡の清掃をする会社、マスコミで話題のテッセイのお話です。
「私はこの会社に入るとき、プライドを捨てました。でも、この会社に入って、新しいプライドを得たんです。」パート勤務から1年を経て正社員になる際の言葉です。

業務に誇りをもって働く人たちがうらやましくも見えます。

企業理念、人事制度等を納得できるものにし、現場スタッフに「やる気とプライド」を持たせるための事例が多く紹介されています。

このように“現場力事例”を数多くまとめる遠藤功氏の書籍は ~「見える化」強い企業をつくる「見える」仕組み~以後 手にとるようにしていますが、現場の声にこだわり、それをすくい上げるという姿勢は本著にも貫かれています。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

NEWS 3 . (税務)

Question

太陽光発電について質問です。
個人でアパート経営をしておりますが、
昨年アパートに太陽光発電を設置しましたが、グリーン投資減税は受けられるのでしょうか？

Answer

不動産所得を生ずべき資産である賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、
その業務(事業)の用に供している場合には、これらの特例の適用を受けることはできません。



【解説】

国税庁HPの質疑応答事例に“賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入、
について回答がなされている件に

…なお、エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除
(租税特別措置法第10条の2の2)及びエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の
特別償却又は所得税額の特別控除(租税特別措置法第10条の2の3)は、事業所得の金額又は
事業所得の金額に係る所得税額の計算における特例ですので、不動産所得を生ずべき資産で
ある賃貸アパートに太陽光発電設備を設置し、その業務(事業)の用に供している場合には、
これらの特例の適用を受けることはできません、とハッキリ明記されています。

私見ですが 太陽光発電を積極的に取り入れる個人事業者の多くは、一定規模以上の土地を所有している
方々 つまりは、アパート経営者ではないかと思いますが、この人たちにグリーン投資減税の適用がないのは
いかなるものかと感じます。

この部分の見直しがされ 税制面での後押しがあることで 不動産の有効活用に拍車がかかり
太陽光発電の需要がさらに増加することで産業の活性化を生み エネルギー環境にも変化をもたらす
ことになるのでは、という考え方もあるのではないのでしょうか。

根拠条文等

租税特別措置法第10条の2の3

租税特別措置法第42条の5の2

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052 - 571 - 5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563 - 57 - 7850